

秋田市告示第177号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和6年5月23日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
高 橋 徹	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため
天 水 宏 和	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため
藤 橋 敬 英	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため